

いなんせ斎苑 台風接近時の火葬業務及び受付業務について

1 休苑基準について

暴風警報が発令され、路線バスが運休した場合は、当苑を休苑とします。
休苑時は、火葬業務及び電話による火葬予約受付業務は行いません。
なお、「火葬予約システム」による予約受付は、通常どおり利用可能です。

2 休苑情報等の周知方法について

休苑情報及び火葬業務の再開に関する情報については、「火葬予約システム」のインフォメーションにて周知いたします。

火葬予約システム：<https://nanbu-kasou-yoyaku.jp/>

3 火葬業務について

暴風警報解除後、路線バスの運行再開を確認したうえで、火葬炉設備の安全点検を実施し、火葬業務を開始します。

午前10時前に暴風警報が解除され、路線バスの運行が再開された場合は、その日の午後から火葬業務を行います。

なお、午前10時以降に暴風警報が解除され、路線バスの運行が再開された場合は、原則として、その日の火葬業務は行いません。

4 予約済み火葬の取扱いについて

台風の影響により休苑となり、予約済みの火葬を実施できなかった場合は、翌日の同時刻へ移行(スライド)して火葬を行います。

また、休苑日の翌日以降の予約についても、全て翌日へ移行(スライド)して火葬を行います。

5 火葬予約受付業務(電話受付)について

暴風警報解除後、路線バスの運行再開から2時間30分後を目途に、電話による火葬予約受付業務を開始します。

ただし、午後2時45分以降に暴風警報が解除され、路線バスの運行が再開された場合は、その日の受付業務は行いません。

6 その他

停電、設備異常その他施設運営上の状況により、火葬業務及び受付業務の開始時間等を変更する場合があります。

その際は、「火葬予約システム」のインフォメーションにて周知いたします。